

議案第 5 6 号

羽曳野市景観条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

景観法の一部改正に伴い同法を引用する規定に生じた条項ずれを解消するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市景観条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市景観条例(平成 26 年羽曳野市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「第 35 条第 1 項」を「第 39 条第 1 項」に改める。

第 12 条第 2 項中「第 1 項」を「前項」に改める。

第 16 条中「第 17 条」を「次条」に改める。

第 18 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改め、同条第 3 号中「第 16 条第 7 項第 1 号」を「第 16 条第 8 項第 1 号」に改める。

第 35 条中「法第 34 条」を「第 34 条」に改める。

第 38 条第 4 項中「同項各号」を「第 1 項各号」に改める。

第 39 条第 1 項中「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する市長の附属機関として、」を削り、「ため、」の次に「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、市長の附属機関として」を加え、同項第 2 号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 23 号)の施行の日から施行する。ただし、第 10 条第 2 項、第 12 条第 2 項、第 16 条、第 35 条、第 38 条第 4 項及び第 39 条第 1 項(同項第 2 号に係る部分を除く。)の改正規定は、公布の日から施行する。

羽曳野市景観条例 新旧対照表

新	旧
<p>第2章 景観計画に基づく景観形成</p> <p>第1節 景観計画の策定等 (景観計画の策定及び変更)</p> <p>第10条 1 省略</p> <p>2 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ<u>第39条第1項</u>に規定する羽曳野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条 省略 (景観形成重点区域の指定)</p> <p>第12条 1 省略</p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の規定により景観形成重点区域を指定するときは、併せて当該景観形成重点区域ごとにその特性に応じた景観形成に関する方針その他必要な事項を景観計画に定めることができる。</p> <p>第13条～第15条 省略 (行為の届出等)</p> <p>第16条 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為及び<u>次条</u>に規定する行為に係る法第16条第1項及び第2項の規定による届出並びに同条第5項の規定による通知は、規則で定めるところにより行うものとする。</p> <p>第17条 省略 (届出を要しない行為)</p> <p>第18条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(法第16条第8項第1号に掲げる行為を除く。)であって、規則で定めるもの</p> <p>(4) 省略</p> <p>第19条～第34条 省略 (景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等の手続)</p> <p>第35条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は法第26条若しくは第34条の規定による命令又は勧告をしようとするときは、あらかじめ、羽曳野市景観審議会の意見を聴かな</p>	<p>第2章 景観計画に基づく景観形成</p> <p>第1節 景観計画の策定等 (景観計画の策定及び変更)</p> <p>第10条 1 省略</p> <p>2 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ<u>第35条第1項</u>に規定する羽曳野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条 省略 (景観形成重点区域の指定)</p> <p>第12条 1 省略</p> <p>2 市長は、<u>第1項</u>の規定により景観形成重点区域を指定するときは、併せて当該景観形成重点区域ごとにその特性に応じた景観形成に関する方針その他必要な事項を景観計画に定めることができる。</p> <p>第13条～第15条 省略 (行為の届出等)</p> <p>第16条 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為及び<u>第17条</u>に規定する行為に係る法第16条第1項及び第2項の規定による届出並びに同条第5項の規定による通知は、規則で定めるところにより行うものとする。</p> <p>第17条 省略 (届出を要しない行為)</p> <p>第18条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(法第16条第7項第1号に掲げる行為を除く。)であって、規則で定めるもの</p> <p>(4) 省略</p> <p>第19条～第34条 省略 (景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等の手続)</p> <p>第35条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は法第26条若しくは<u>法第34条</u>の規定による命令又は勧告をしようとするときは、あらかじめ、羽曳野市景観審議会の意見を聴かな</p>

<p>ればならない。</p> <p>第 36 条・第 37 条 省略</p> <p>第 3 章 市民等との協働による景観形成 (景観形成推進団体の認定及び取消し)</p> <p>第 38 条 1～3 省略</p> <p>4 市長は、推進団体が第 1 項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は推進団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。</p> <p>5 省略</p> <p>第 4 章 景観審議会 (羽曳野市景観審議会)</p> <p>第 39 条 この条例によりその権限に属することとされたもののほか、次に掲げる事項について調査し、審議するため、<u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、市長の附属機関として羽曳野市景観審議会</u>を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第 92 条に規定する<u>景観整備推進法人</u>の指定又は取消しに関する事項</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>ければならない。</p> <p>第 36 条・第 37 条 省略</p> <p>第 3 章 市民等との協働による景観形成 (景観形成推進団体の認定及び取消し)</p> <p>第 38 条 1～3 省略</p> <p>4 市長は、推進団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は推進団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。</p> <p>5 省略</p> <p>第 4 章 景観審議会 (羽曳野市景観審議会)</p> <p>第 39 条 <u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する市長の附属機関として、</u>この条例によりその権限に属することとされたもののほか、次に掲げる事項について調査し、審議するため、羽曳野市景観審議会を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第 92 条に規定する<u>景観整備機構</u>の指定又は取消しに関する事項</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>
--	---